

あきたパートナーシップ宣誓証明制度 を実施しています

性的指向が必ずしも異性愛のみではない方または性自認が出生時に決定された性別と異なる方が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した場合に、県として公に証明するパートナーシップ宣誓証明制度を令和4年4月1日から実施しています。



©2015秋田県んだッチ

【パートナーシップ関係を宣誓することができる方】

- 以下のいずれにも該当することが必要です。
- (1) いずれか一方または双方が性的少数者であること。
 - (2) 成年に達していること。
 - (3) いずれか一方が、県内に住所を有している
又は3か月以内に県内への転入を予定していること。
 - (4) 配偶者（事実婚を含む）がないこと。
 - (5) パートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
 - (6) 民法に規定する、婚姻できない関係（例：親、子、兄弟姉妹など）にないこと。

【手続きの流れ】

- ① 宣誓書等の事前送付
※ 郵送でご提出いただけます。窓口でご提出する場合は、事前にご相談ください。
- ② 書類の確認
- ③ 本人確認を行う日の調整
- ④ 本人確認（オンラインでも行えます）
- ⑤ 証明書等の交付（郵送可）
※ 転入予定の方は、転入を確認後に交付します。

（受領証明書のイメージ）

第 号
あきたパートナーシップ宣誓書受領証明書
あきたパートナーシップ宣誓証明制度実施要綱の規定に基づき、
お二人がパートナーシップ関係の宣誓をされたことを証します。

様 様

年 月 日
秋田県知事 ○○ ○○

【詳しくは「美の国あきたネット」で！】

本制度の詳細については、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載しています。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63250>

（検索エンジンで「秋田県 63250」で検索）
（右のQRコードからもアクセスできます）



【お問い合わせ先・ 提出書類の受付窓口】

秋田県人口戦略部
男女共同参画推進課

電話 018-860-1555
e-mail : persons@pref.akita.lg.jp

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【証明書の提示を受けられた方へ】

証明書の利用者の意に反して、他人にその利用に係る情報を流すことはアウティング（暴露）になりますので、本制度の趣旨をご理解いただき、不当な差別的取扱を絶対に行わないなど、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。